



# 島根県報

令和2年10月27日（火）

第 153 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (産 業 振 興 課) 2

### 【告 示】

地方税法第144条の9第3項の規定による特約業者の指定の取消し (税 務 課) 3

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定 (農林水産総務課) 4

指定猟法禁止区域の指定 ( " ) 4

休猟区の指定 ( " ) 5

特定猟具使用禁止区域の指定 ( " ) 5

鳥獣保護区の設定の一部改正 ( " ) 6

### 【公 告】

河川法の規定による簡易代執行の実施 (河 川 課) 6

開発行為に関する工事の完了 (都 市 計 画 課) 6

### 【特定調達公告】

高分解能分析走査電子顕微鏡の調達に係る一般競争入札の落札者等 (産 業 振 興 課) 7

## 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第86号）

## 1 規則の概要

## (1) 設備機器の使用料の新設（別表第1関係）

島根県産業技術センター

設備機器の種類	使用料の額	
赤外線水分計	1時間につき	50円
試料研磨機	1時間につき	50円
高速切断機	1時間につき	50円
PCBカッター	1時間につき	50円
卓上バンドソー	1時間につき	50円
卓上コンターマシン	1時間につき	50円
小型バンドソー	1時間につき	50円
集じん装置付グラインダー	1時間につき	50円
微分干渉付測定顕微鏡	1時間につき	370円
音源探査装置	1時間につき	390円
並列計算用ワークステーション	1時間につき	80円
中高温用風速計	1時間につき	50円

## (2) 分析等の手数料の新設（別表第2関係）

## ア 定性分析

分析等の種類	分析等の内容	手数料の額	
GPC装置による相対分子量測定		1試料につき	13,060円

## イ 機械器具等試験

分析等の種類	分析等の内容	手数料の額	
材料試験	残留応力試験	1件1時間までごとに	4,870円

## 2 施行期日

令和2年11月1日から施行することとした。

**規 則**

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月27日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県規則第86号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

大型遠心機	1時間につき	130円
-------	--------	------

を

「

大型遠心機	1時間につき	130円
-------	--------	------

に、

赤外線水分計	1時間につき	50円
--------	--------	-----

」

「

シャルピー衝撃試験機	1時間につき	50円
------------	--------	-----

を

」

「

シャルピー衝撃試験機	1時間につき	50円
試料研磨機	1時間につき	50円
高速切断機	1時間につき	50円
PCBカッター	1時間につき	50円
卓上バンドソー	1時間につき	50円
卓上コンターマシン	1時間につき	50円
小型バンドソー	1時間につき	50円
集じん装置付グラインダー	1時間につき	50円
微分干渉付測定顕微鏡	1時間につき	370円
音源探査装置	1時間につき	390円
並列計算用ワークステーション	1時間につき	80円
中高温用風速計	1時間につき	50円

に改める。

」

別表第2の1の項に次のように加える。

(17) GPC装置による相対分子 量測定	1試料につき	13,060円
--------------------------	--------	---------

別表第2の7の項中

「

4 微小荷重による強度試験	5試験片まで	2,470円
	1試験片増すごとに	350円加算

を

」

「

4 微小荷重による強度試験	5試験片まで	2,470円
	1試験片増すごとに	350円加算
5 残留応力試験	1件1時間までごとに	4,870円

に改める。

」

**附 則**

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

**告 示**

**島根県告示第627号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消したので告示する。

令和2年10月27日

島根県知事 丸 山 達 也

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
有限会社富士石油	島根県飯石郡飯南町頓原2262番地3	令和2年9月30日

## 島根県告示第628号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定する。

令和2年10月27日

島根県知事 丸 山 達 也

ニホンジカ捕獲禁止区域	1 区域 出雲市の一部 2 面積 6,980ヘクタール 3 存続期間 令和2年11月1日から令和4年10月31日まで
旭中部キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	1 区域 浜田市の一部 2 面積 2,007ヘクタール 3 存続期間 令和2年11月1日から令和5年10月31日まで
三隅第2キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	1 区域 浜田市の一部 2 面積 1,247ヘクタール 3 存続期間 令和2年11月1日から令和5年10月31日まで
馬谷キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	1 区域 益田市の一部 2 面積 1,748ヘクタール 3 存続期間 令和2年11月1日から令和5年10月31日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

## 島根県告示第629号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第15条第1項の規定により、次のとおり指定猟法禁止区域を指定するので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年10月27日

島根県知事 丸 山 達 也

秋鹿指定猟法禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区域 松江市の一部</li> <li>2 面積 50ヘクタール</li> <li>3 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで</li> <li>4 禁止に係る指定猟法 鉛製散弾を使用する猟法</li> </ol>
------------	---

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

### 島根県告示第630号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年10月27日

島根県知事 丸 山 達 也

久見地区休猟区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区域 隠岐郡隠岐の島町の一部</li> <li>2 面積 1,060ヘクタール</li> <li>3 存続期間 令和2年11月1日から令和5年10月31日まで</li> </ol>
---------	---

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

### 島根県告示第631号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

令和2年10月27日

島根県知事 丸 山 達 也

銚子ダム特定猟具使用禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区域 隠岐郡隠岐の島町の一部</li> <li>2 面積 25ヘクタール</li> <li>3 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで</li> <li>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</li> </ol>
坂坊特定猟具使用禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区域 出雲市の一部</li> <li>2 面積</li> </ol>

	3.4ヘクタール
3	存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
4	禁止に係る特定猟具の種類 銃

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

### 島根県告示第632号

鳥獣保護区の設定（平成2年島根県告示第1011号）の一部を次のように改正し、令和2年11月1日から施行する。

令和2年10月27日

島根県知事 丸山達也

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

表大万木鳥獣保護区の項及び和恵鳥獣保護区の項中「平成22年11月1日」を「令和2年11月1日」に、「平成32年10月31日」を「令和12年10月31日」に、「島根県農林水産部森林整備課」を「島根県庁」に改める。

## 公

## 告

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が令和2年11月26日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年10月27日

島根県知事 丸山達也

#### 1 河川名

一級河川斐伊川水系田頼川（安来市荒島町1053番地先）

#### 2 当該措置を命ずべき者

次に掲げる船舶等の所有者、占有者その他権原を有する者

田頼川に架かる新川橋上流300メートルに架かる橋真下の右岸に係留されている船舶 1隻

（令和2年4月28日田頼川河口に漂流していたため引き上げて保管）

#### 3 当該措置の内容

当該船舶を河川区域外に除却すること。

#### 4 当該措置を行うべき理由

当該船舶の係留及び放置が河川法第24条の規定に違反しているため

#### 5 本件に関する問合せ先

〒692-0401 安来市広瀬町石原357-1

松江県土整備事務所（広瀬土木事業所） 管理課 電話 0854-32-4148

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年10月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 開発区域  
益田市白上町イ674番1、イ796番2、イ801番1、イ802番  
面積 4,657.43平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
益田市常盤町1番1号  
益田市長 山本 浩章

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年10月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量  
高分解能分析走査電子顕微鏡 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県商工労働部産業振興課イノベーション推進グループ 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日  
令和2年9月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本電子株式会社 広島支店 支店長 栃木 啓治 広島県広島市中区橋本町10-6 広島NSビル5F
- 5 落札金額  
75,900,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
令和2年8月18日